

熊本県公報

第 1 1 0 7 6 号
平成 16 年 1 月 26 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
 - 緑川地域森林計画の樹立……………(林 政 課) 1
 - 球磨川地域森林計画の変更……………(") 1
 - 白川・菊池川地域森林計画の変更……………(") 2
 - 天草地域森林計画の変更……………(") 2
 - 肥料登録更新……………(経営技術課) 2
- 登 載 依 頼**
- 熊本県パートナーシップ指針(仮称)策定委員会の会議の開催……………(熊本県パートナーシップ指針(仮称)策定委員会) 2

告 示

熊本県告示第 60 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
キトさん家 水俣市丸島町一丁目11番6号	特定非営利活動法人エヌピー オーみなまた	平成16年1月15日

公 告

熊本県公告第 54 号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により緑川地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 緑川地域森林計画書
- 2 縦覧の開始時期 平成16年1月26日から
- 3 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県宇城地域振興局及び熊本県上益城地域振興局

熊本県公告第 55 号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項、森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則第3条第1項及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)附則第14項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 平成15年度球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 縦覧の開始時期 平成16年1月26日から
- 3 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県八代地域振興局、熊本県芦北城地域振興局及び熊本県球磨地域振興局

熊本県公告第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項及び森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類 平成15年度白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 縦覧の開始時期 平成16年1月26日から
- 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課、熊本県玉名地域振興局、熊本県鹿本城地域振興局、熊本県菊池地域振興局及び熊本県阿蘇地域振興局

熊本県公告第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項及び森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定により天草地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類 平成15年度天草地域森林計画変更計画書
- 縦覧の開始時期 平成16年1月26日から
- 縦覧場所 熊本県林務水産部林政課及び熊本県天草地域振興局

熊本県公告第58号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第2項の規定に基づき公告します。

平成16年1月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1309号	肉骨粉	6.5粗碎肉骨粉	窒素全量 ：6.5 リン酸全量 ：15.5	該当なし	株式会社蛋白ミール 熊本県菊池郡七城町 林原70番地	平成16年 1月24日
熊本県肥第1352号	炭酸カルシウム肥料	10炭酸苦土石灰肥料1号	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土 ：10.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸ノ内二丁目3番地2号	平成15年 12月24日
熊本県肥第1353号	炭酸カルシウム肥料	粒状10炭酸苦土石灰肥料1号	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土 ：10.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸ノ内二丁目3番地2号	平成15年 12月24日

登載依頼**熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会公告第3号**

熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成16年1月26日

熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会
委員長 古 賀 倫 嗣

- 開催日時
平成16年2月2日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 議題
「熊本県パートナーシップ指針（仮称）」について
- 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県パートナーシップ指針（仮称）策定委員会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課）

（電話 096-383-1111 内線 7405、7425）

